

令和5年7月12日

神戸市立西神戸医療センター

助産時における消費税の課税誤りについて

1. 概要

当院において、1991年の消費税法の改正により非課税とされた助産に係る費用の一部について、課税扱いとして消費税を誤ってご請求していたことが判明しました。

対象の方について、深くお詫び申し上げますとともに、返還の手続きを取らせていただきます。

2. 経緯・原因

他の医療機関において同様の事例があり、状況を調査した結果、判明いたしました。原因は、乳房マッサージなど助産に係る費用の一部について、消費税法改正の対象外と誤認し、医事会計システムで課税扱いとして設定したことによるものです。

3. 返金対象者及び課税扱いとしていた項目

- ・対象者 : 285人
- ・過誤徴収した消費税額 : 約9万円
- ・過誤徴収した項目 : 乳房マッサージ
- ・返金対象期間 : 2013年6月～2023年3月

※2023年4月以降の請求については、医事会計システムを修正し、正しい請求を行っております。

4. 返金方法

対象者の方には、ご案内を送付し、返金の手続きを進めます。口座振込の方法によりご返金いたしますので、通知に同封している書類に必要事項をご記入の上、ご返送くださいますよう、お願いいたします。

※口座番号等の記載が不明なときは、確認のご連絡をさせていただく場合もありますが、「カードの暗証番号の確認」や「受取り手続きのために金融機関へ行くようお願いすること」はありません。同封する書類でのみのお手続きとなりますので、ご注意ください。

5. 再発防止

今後、法令改正やシステム改修等の際には、複数名でのチェックを徹底するなど再発防止を図ります。

(問い合わせ先)

医事課医事係 電話番号：078-997-2200

受付時間：9時～17時（土日祝、年末年始除く）